

日医発第 1127 号(健Ⅱ485)

令和 3 年 2 月 1 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中 川 俊 男

(公印省略)

令和 2 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）におきましては、3 月を自殺対策強化月間と位置づけ、国及び地方公共団体は自殺対策を集中的に展開するものと規定されているところです。

また、自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）では、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、併せて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められていることから、今般、本会に対しても協賛の協力と啓発活動等の推進について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等への本週間の周知、協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、「厚労省令和 2 年度『自殺対策強化月間』ポスター」（別添見本）につきましては、日本医師会雑誌（令和 3 年 3 月号）に同封し、会員へ配布いたしますことを申し添えます。

参自発 〇 1 〇 5 第 1 号
令和 3 年 1 月 5 日

公益社団法人日本医師会会長 様

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
（公 印 省 略）

令和 2 年度「自殺対策強化月間」に対する協賛及び
啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、3 月の 1 ヶ月間を「自殺対策強化月間」と位置づけ、同条第 4 項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしています。

特に昨年 7 月以降対前年同月比で自殺者数が増加し、更なる自殺対策への取組が求められるところです。

については、貴団体におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の方々等に自殺対策強化月間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺対策強化月間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示の御協力をお願いいたします。

なお、前述の通り、自殺対策強化月間に向けた啓発活動として、3月1日から出来るだけ多くの国民の方々に見ていただけるよう、積極的な掲示をお願いいたします。

広報ポスターは、2月下旬頃に順次発送いたします。

2 自殺対策強化月間に実施する取組の登録について

貴団体が令和2年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により2月8日（月）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しています。

＜登録いただく際にご留意いただきたい点＞

- （1）自殺対策強化月間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。（通年で実施されている取組については登録不要です。）
- （2）複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

（記載例）

事業名 自殺対策強化街頭キャンペーン

概要 駅前でチラシやポケットティッシュを配布する。

（実施箇所：全国47箇所の地方■■局）

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線2837）

担当者：坪井、飯村、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

いつもと様子が違う

そんなとき

ちょっと気にかけてみる

声をかけてみる

助けて

苦しい

悲しい

その声かけが、
ゲートキーパーへの
第一歩。

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、
必要な支援につなげ、見守る人のこと。

相談窓口や自殺対策の取り組みなどの情報を掲載しているサイトです。

まもろうよこころ

検索



こころの
健康相談統一
ダイヤル

おこなおう まもろうよ こころ
 **0570-064-556**

ゆうりよう
有料

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康相談電話」等の
公的な相談機関につながります。相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。

よりそい
ホットライン

24時間対応

フリーダイヤル つなぐ ささえる
 **0120-279-338**

むりよう
無料

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

FAXで相談される方

 **03-3868-3811**

岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方

フリーダイヤル つなぐ つつむ
 **0120-279-226**

むりよう
無料

ガイダンスで専門的な対応も選べます(外国語含む)

IP電話及びLINE OUTからおかけの方

050-3655-0279

ゆうりよう
有料

SNS相談案内

LINE・チャットで
相談ができます。



まもろうよこころ SNS 検索

支援情報検索サイト

電話、メール、SNSなど
様々な方法の相談窓口を
紹介しています。



支援情報検索サイト

検索

3月は、自殺対策強化月間です。



いのち
支える



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本医師会